



国民健康保険限度額適用認定証 交付のお知らせ

問 困 国保年金課国保係 (☎内線1113)
 問 住 民福祉課税務保険係 (☎内線2160)

市は、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在の認定証は7月31日で有効期限切れになるので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用となります。

適用区分は令和5年中の世帯の所得などにより変わる場合があります。

申請受付期間 7月22日(月)～
 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
 認定証の申請に必要なもの
 ・対象者の保険証
 ・すでに交付を受けている人はお持ちの認定証
 ・来庁者の公的な写真付身分証明(マイナンバーカード、運転免許証など)

※国民健康保険税を滞納していると、限度額適用認定証は交付できない場合があります
 ※マイナ保険証を利用すれば、事前手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要ですので、ぜひご利用ください

70歳から74歳の人

区 分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 《4回目以降:140,100円》	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 《4回目以降:93,000円》	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 《4回目以降:44,400円》	
一 般	18,000円 年間上限144,000円	57,600円 《4回目以降:44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※「現役並みⅢ」「一般」の区分の人は、被保険者証が認定証の代わりになるので、申請の必要はありません

70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 《4回目以降:140,100円》
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 《4回目以降:93,000円》
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 《4回目以降:44,400円》
エ	基礎控除後の所得 210万円以下の世帯	57,600円 《4回目以降:44,400円》
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 《4回目以降:24,600円》

入院時食事療養費標準負担額

対 象		1食あたりの負担額
一般(下記以外の人)		490円
低所得者 Ⅱ・オ	90日までの入院	230円
	12か月で90日を 超える入院	180円
低所得者Ⅰ		110円

※70歳未満の人は所得の申告がない場合、区分アとして扱います

※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合は、今までどおり高額療養費の申請が必要となる場合があります

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります